

飼い犬の狂犬病予防注射はお済みですか

生後3か月以上の飼い犬は、市への登録及び毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院で狂犬病予防注射を実施した際は、生活環境課または各支所総合窓口にて対象年度注射済票交付手続きが必要です。手続きがまだお済みでない場合は、以下のものを持参して担当窓口へお越しください。

○飼い犬の登録が済んでいる方

- ・狂犬病注射済証(動物病院で発行される証書)
- ・狂犬病予防注射済票交付申請書(※)
- ・手数料 400円

※毎年飼い主の方へ市から郵送する申請書。紛失された場合は窓口へお伝えください。

○飼い犬の登録が済んでいない方

- ・狂犬病注射済証(動物病院で発行される証書)
- ・手数料 2,400円(登録手数料2,000円含む)

○病気等で狂犬病予防注射ができない場合

- ・狂犬病予防注射実施猶予認定書(動物病院で発行される認定書)

問 本庁 生活環境課生活環境G

☎52-1111 内線123

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111



公共下水道の公共汚水ます設置申請について

公共下水道の供用(使用可能)区域で、農地転用等で新たに土地を宅地として使用するために公共汚水ますの設置を希望する方は、下水道課へ申請をしてください。設置工事完了までの期間は、申請書受付から3か月程度を必要としますので、平成29年度は12月受付分までとなります。

問 下水道課下水道G ☎53-7250

インフルエンザ予防接種ワクチンについて

10月から開始したインフルエンザ予防接種は、ワクチン製造が昨年より1か月程度遅れているため医療機関に入荷しづらい状況となっています。ご不便をおかけしてはいますが、今後順次供給される見込みとなっています。

問 かがやき 健康推進課母子保健G ☎54-7121



いばらき身障者等用駐車場利用証制度について

「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」とは、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を、本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方で歩行が困難な方の申し出により、「利用証」を発行する制度です。

「利用証」は、身障者等用駐車場を利用できる方を明確にするためのものであり、駐車を許可するものではありません。また、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」のように、駐車禁止場所に駐車できるものではありませんので、ご注意ください。

※発行要件があります。発行窓口は、市役所社会福祉課または各支所になります。

※「駐車禁止除外指定車標章」については、大宮警察署窓口にお問い合わせください。

身障者等用駐車場が適正に利用されるために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、発行要件、利用証と他制度の違いなどの詳細は、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」で検索いただくか、県ホームページ(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/parking/parking.html>)をご覧ください。

問 本庁 社会福祉課社会福祉G

☎52-1111 内線133・134・135